平成２６年（フ）第５７号
兵庫県たつの市龍野町堂本49番地３　龍野中村コーポ304号、従前の住所兵庫県神崎郡神河町長谷60番地の12
債務者　嶋田　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第８３４号
神戸市中央区坂口通３丁目２番13号　ルミナ306号
債務者　K’ｓ工房こと北原利則こと　北原利則
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４８号
神戸市兵庫区中道通１丁目４番26―208号
債務者　田中　孝典
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８８１号
神戸市北区鈴蘭台北町５丁目７番17号
債務者　木曽田陽子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４５号
神戸市灘区楠丘町５丁目６番７号　六甲マンション203号
債務者　藤井　尋臣
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９４６号
神戸市灘区楠丘町５丁目６番７号　六甲マンション203号
債務者　藤井　桃代
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８４０号
名古屋市中川区小本１丁目13番28―315号
県営小本西住宅
債務者　髙津戸逸子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８４１号
名古屋市中川区小本１丁目13番28―315号
県営小本西住宅、住民票上の住所名古屋市中川区二女子町５丁目39番地　メゾン村瀬５Ａ
債務者　髙津戸　一
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８３３号
名古屋市西区名西１丁目22番26号
債務者　加藤　明利
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第７０号
茨城県筑西市二木成1220番地
破産者　有限会社ジェイ・ティー・シー・エム
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１１８号
茨城県結城市大字結城984番地の11
破産者　有限会社クレアール
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１４９号
茨城県筑西市小川1474番地の50
破産者　株式会社慧泉
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２４４号
埼玉県東松山市沢口町５番地８
破産者　株式会社茶亞夢
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７１９号
千葉県船橋市葛飾町２丁目376番地１
破産者　株式会社キャリオ
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２２６号
東京都杉並区高円寺南２丁目37番23号
破産者　日本航洋合資会社
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第８３２号
名古屋市西区名西１丁目22番26号
破産者　有限会社石原流通サービス
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４５８号
愛知県瀬戸市東山町８番地　松ケ丘住宅１―10―403、商業登記簿上の本店所在地愛知県瀬戸市山の田町43番地11
破産者　株式会社アイエムシー
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５４３号
愛知県あま市二ツ寺六町32番地６
破産者　ライフクリエイト株式会社
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部